

1 公務員制度改革の取組状況

| 取り組み | 実施内容など |
|-------------------------------|---|
| 特別職の給与減額 【年間2100万円削減】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長の給料・期末手当を平成23年9月から30%減額、退職手当を50%減額 ○ 副市長の給料・期末手当を平成23年11月から8%減額、退職手当を不支給など（それぞれ現市長の任期(平成27年5月13日まで)の間) <p style="text-align: center;">〔平成25年10月から平成26年3月末までの間、東日本大震災関係給料減額率として給料の10%減額を上乗せ。市長は40%、副市長は18%の減額など。〕</p> |
| 一般職の給与制度改革 【年間11億2000万円削減】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市独自の給料減額として、平成24年1月から役職に応じて給料を部長級12.5%～係員3%の減額 <p style="text-align: center;">〔平成25年10月から平成26年3月末までの間においては、東日本大震災関係給料減額率を上乗せし、部長21.02%～係員5.27%の給料減額。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給料表上限の引き下げ(実質「わたり」の是正) ○ 国・府にない特殊勤務手当の廃止などの国・府に準じた給与制度への見直し |
| 人事制度改革 | ○ 平成23年度退職者から外郭団体などへの再就職あっせんを廃止 |
| 福利厚生制度改革 【年間1600万円削減】 | ○ 平成24年度から職員厚生事業を一部廃止 |

※削減額は平成25年度（全会計）

2 任用の状況

①採用・退職者数

| | 平成24年度 | | 平成25年4月1日 |
|------------|--------|------|-----------|
| | 採用 | 退職 | 採用 |
| 定年前職員 | 76人 | 178人 | 58人※ |
| 再任用常時勤務職員 | 1人 | 0人 | 1人 |
| 再任用短時間勤務職員 | 39人 | 55人 | 40人 |

※は消防・病院などの新規採用。

②部局別職員数

▲はマイナス。

| 部局名 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 増減 |
|------------|---------------|---------------|--------------|
| 市長部局 | 1650 人(109 人) | 1597 人(96 人) | ▲53 人(▲13 人) |
| 市民病院 | 480 人(5 人) | 483 人(5 人) | 3 人(0 人) |
| 消防 | 318 人(12 人) | 330 人(10 人) | 12 人(▲2 人) |
| 議会事務局 | 18 人(0 人) | 18 人(0 人) | 0 人(0 人) |
| 選挙管理委員会事務局 | 8 人(0 人) | 7 人(0 人) | ▲1 人(0 人) |
| 監査委員事務局 | 6 人(1 人) | 6 人(1 人) | 0 人(0 人) |
| 農業委員会事務局 | 3 人(0 人) | 3 人(0 人) | 0 人(0 人) |
| 公平委員会事務局 | 0 人(0 人) | 0 人(0 人) | 0 人(0 人) |
| 教育委員会事務局 | 409 人(33 人) | 373 人(29 人) | ▲36 人(▲4 人) |
| 水道部 | 126 人(10 人) | 115 人(17 人) | ▲11 人(7 人) |
| 合計 | 3018 人(170 人) | 2932 人(158 人) | ▲86 人(▲12 人) |

いずれも 4 月 1 日現在。

再任用常時勤務職員数を含み、再任用短時間勤務職員数は()に外書き。任用の状況で採用 77 人、退職 178 人となっていますが、平成 25 年 4 月 1 日現在の職員数は、前年と比べて 86 人減となります。

③非常勤職員および臨時雇用員の人数

| 区分 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------|---------------|-------------|
| 非常勤職員 | 609 人 | 566 人 |
| 臨時雇用員 | 1436 人(678 人) | 1445(751 人) |

いずれも 4 月 1 日現在。

非常勤職員は一般職の数。()は週の勤務時間が 20 時間以上で任用期間 6 か月以上の内数。

3 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

①平成 25 年度当初予算にみる一般職職員給与費

| 職員数 (A) | 給与費 | | | | 一人あたりの 給与費(B/A) |
|-------------------|---------------|--------------|--------------|---------------|--------------------|
| | 給料 | 職員手当※ | 期末・勤勉手当 | 計(B) | |
| 2940 人 (169 人) | 116 億 8292 万円 | 45 億 8771 万円 | 48 億 4183 万円 | 211 億 1246 万円 | 679 万円 |

職員数は、再任用常時勤務職員数を含み、再任用短時間勤務職員数は()に外書き。

※は扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当などで、退職手当、児童手当は含みません。

②一般行政職員の初任給(平成25年4月1日現在)

| 学 歴 | 特例減額後 給料月額 | 条例本則給料月額 (特例減額前) |
|-----|---------------|---------------------|
| 大学卒 | 18万226円 | 18万5800円 |
| 短大卒 | 16万7034円 | 17万2200円 |
| 高校卒 | 15万1029円 | 15万5700円 |

③一般行政職員の経験年数別平均給料(平成25年4月1日現在)

| 経験年数 | 10年 | 15年 | 20年 |
|------|----------|----------|----------|
| 平均給料 | 25万9459円 | 30万4708円 | 33万8487円 |

④職員の平均給料月額、平均年齢

| | | 平成24年4月1日 | | 平成25年4月1日 | | 増減 |
|------------|----|-----------|----------|-----------|----------|-------|
| 一般 行政職 | 区分 | 平均給料月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均年齢 | |
| | | 吹田 | 32万4980円 | 42.4歳 | 32万6025円 | 42.8歳 |
| | 国 | 30万4944円 | 42.8歳 | 30万7220円 | 43.1歳 | 2276円 |
| 技能・ 労務職 | 吹田 | 30万5063円 | 43.2歳 | 30万5119円 | 43.8歳 | 56円 |
| | 国 | 27万465円 | 49.7歳 | 27万2119円 | 49.9歳 | 1654円 |

⑤本市職員(非常勤含む)と民間の平均給与の比較(平成24年度)

| 吹田市職員給与 | 民間給与 | 差 |
|----------|-----------|---------|
| 580万321円 | 518万9921円 | 61万400円 |

民間はアルバイト等を含みますが吹田市はアルバイト(臨時雇用員)を含みません。

民間は国税庁の吹田市在住者のデータ(平成24年1月～12月)。吹田市は水道・病院を除きます。

⑥期末・勤勉手当支給月数

| 区分 | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 吹田 | 国 | 吹田 | 国 |
| 6月 | 1.9月 (0.975月) | 1.9月 (0.975月) | 1.9月 (0.975月) | 1.9月 (0.975月) |
| 12月 | 2.05月 (1.125月) | 2.05月 (1.125月) | 2.05月 (1.125月) | 2.05月 (1.125月) |
| 計 | 3.95月 (2.1月) | 3.95月 (2.1月) | 3.95月 (2.1月) | 3.95月 (2.1月) |

()は再任用職員についての支給月数。

⑦特別職の給料(平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 役 職 | 特例減額後 給料月額 | 条例本則給料月額 (特例減額前) |
|------------|--------------------------|---------------------|
| 市長 | 73 万 5000 円(63 万円) | 105 万円 |
| 副市長 | 84 万 6400 円(75 万 4400 円) | 92 万円 |
| 教育長 | 74 万 5200 円(66 万 4200 円) | 81 万円 |
| 水道・病院事業管理者 | 74 万 5200 円(66 万 4200 円) | 81 万円 |
| 常勤の監査委員 | 57 万円(51 万 3000 円) | 57 万円 |

※()は東日本大震災関係給料減額率を上乗せ後の額
(平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月末まで)

⑧議員の報酬

| 役 職 | 特例減額後 報酬月額 | 条例本則報酬月額 (特例減額前) |
|-----|---------------|---------------------|
| 議長 | 66 万 6000 円 | 74 万円 |
| 副議長 | 63 万円 | 70 万円 |
| 議員 | 58 万 5000 円 | 65 万円 |

※平成 25 年 5 月末までは条例本則の報酬月額、平成 25 年 6 月 1 日から平成 27 年 5 月 26 日までは特例減額後報酬月額を支給

⑨その他の手当(平成 25 年 4 月 1 日現在) 特記しているもの以外は月単位で支給

| | |
|---------|---|
| 扶養手当 | ○ 配偶者:1 万 3000 円 ○ 配偶者以外の扶養親族:それぞれ 6500 円 ○ 配偶者がいない場合の扶養親族のうち 1 人:1 万 1000 円 ○ 16~22 歳の子に加算:5000 円 |
| 地域手当 | ○ 給料、扶養手当および管理職手当の 12%を支給(医師は 15%) |
| 住居手当 | ○ 家賃の額に応じて上限 2 万 9500 円 (平成 26 年度以降上限 2 万 7000 円) |
| 通勤手当 | ○ 電車など交通機関を利用 :6 か月定期券額を年 2 回支給 ○ 乗用車など交通用具を使用 :通勤距離に応じて年 2 回支給 |
| 特殊勤務手当 | ○ 危険、不快、不健康など特殊な勤務条件で勤務する職員に、日または月を単位に支給(現場作業特殊勤務手当、消防職員特殊勤務手当など) |
| 時間外勤務手当 | ○ 主査級以下の職員で正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 |

⑩退職手当の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在)

| | 自己都合 | 勸奨・定年 | |
|-----|--|----------|------------|
| 基礎額 | 勤続 20 年 | 23.03 月分 | 28.7875 月分 |
| | 勤続 25 年 | 32.83 月分 | 38.955 月分 |
| | 勤続 35 年 | 46.55 月分 | 55.86 月分 |
| | 最高限度額 | 55.86 月分 | 55.86 月分 |
| | 平成 25 年度から平成 27 年度にかけて支給額を段階的に引き下げ、最終的に定年退職者 1 人平均約 420 万円減額 | | |
| 調整額 | 退職前の直近 5 年間の職務に応じた調整額 | | |
| 支給額 | 平成 24 年度の 1 人平均支給額 1823 万円 | | |

基礎額は国に同じ。調整額は国と同じ制度を段階的に導入。

⑪勤務時間の状況(平成 24 年 4 月 1 日現在) ※平成 25 年度も変更ありません。

- ・1 日の勤務時間(基本的な勤務形態) 午前 9 時～午後 5 時 30 分(うち休憩時間 45 分)
- ・1 週間の勤務時間 38 時間 45 分(休憩時間を除く)

⑫休暇などの種別(平成 24 年 4 月 1 日現在) ※平成 25 年度も変更ありません。

- ・年次休暇、病気休暇、特別休暇(産前・産後休暇、夏期休暇など)、育児休業、部分休業

⑬年次休暇の使用状況(平成 24 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

- ・年次休暇の平均使用日数・・・12.14 日

4 分限及び懲戒の状況

①分限の状況(平成 24 年度)・・・休職(病気等によるもの)60 人

②懲戒の状況(平成 24 年度)・・・減給 2 人

5 服務の状況

法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課せられています。

6 研修および勤務成績の評定の状況

①研修の状況(平成 24 年度)

| 区分 | 研修名 | 研修数 | 受講者数 |
|--------|------------------------------|------|--------|
| 職場内研修 | 担当業務に関するもの | 406件 | 10598人 |
| 主催研修 | 接遇研修、マネジメント研修、公務員倫理研修、環境研修など | 62件 | 4181人 |
| 外部派遣研修 | 技術講習会、先進都市視察研修など | 442件 | 926人 |
| 職員自主研修 | 自主研修グループ活動など | 18件 | 237人 |

②勤務成績の評定・・・年1回の昇給時や、条件付採用期間(採用後6か月間)終了時の正式採用時等に実施しています。課長級以上の職員について平成 24 年 7 月から、勤務成績を勤勉手当に反映させるなど、業績によって給与に差が付く制度を実施しています。

7 福祉および利益の保護の状況

①厚生福祉制度(平成 24 年度)

| | | |
|--------|---|-----------------------|
| 厚生制度 | 安全衛生・健康管理 | ○ 市などが実施する健康診断などの事業 |
| | 健康促進、レクリエーションなど | ○ 吹田市職員厚生会が実施する福利厚生事業 |
| 共済制度 | ○ 大阪府市町村職員共済組合が実施する長期給付、福祉事業、短期給付 | |
| 公務災害補償 | ○ 地方公務員災害補償基金が実施する療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償など | |

②勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立て(平成 24 年度)

不服申立て 2件